

公布された条例のあらまし

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

- 1 官公署に出頭する裁判員、証人、鑑定人及び参考人以外で特別休暇を与えるものを人事委員会規則に委任することとした。（第 22 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 部活動における指導業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の上限額を 3,900 円に引き上げることとした。（第 7 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 一時保護委託者の登録に係る県基準関係（第 6 条の 2 関係）
 - (1) 一時保護委託者は、暴力団員等であってはならないこととした。
 - (2) 登録一時保護委託施設における非常災害対策の基準を定めることとした。
 - (3) その他の県基準は、内閣府令で定める基準とすることとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については公布の日から施行することとした。

○佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の展示室並びに佐賀県立美術館の画廊の使用について、9 時 30 分から 22 時までの使用単位を新たに設け、当該使用単位に係る施設使用料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。